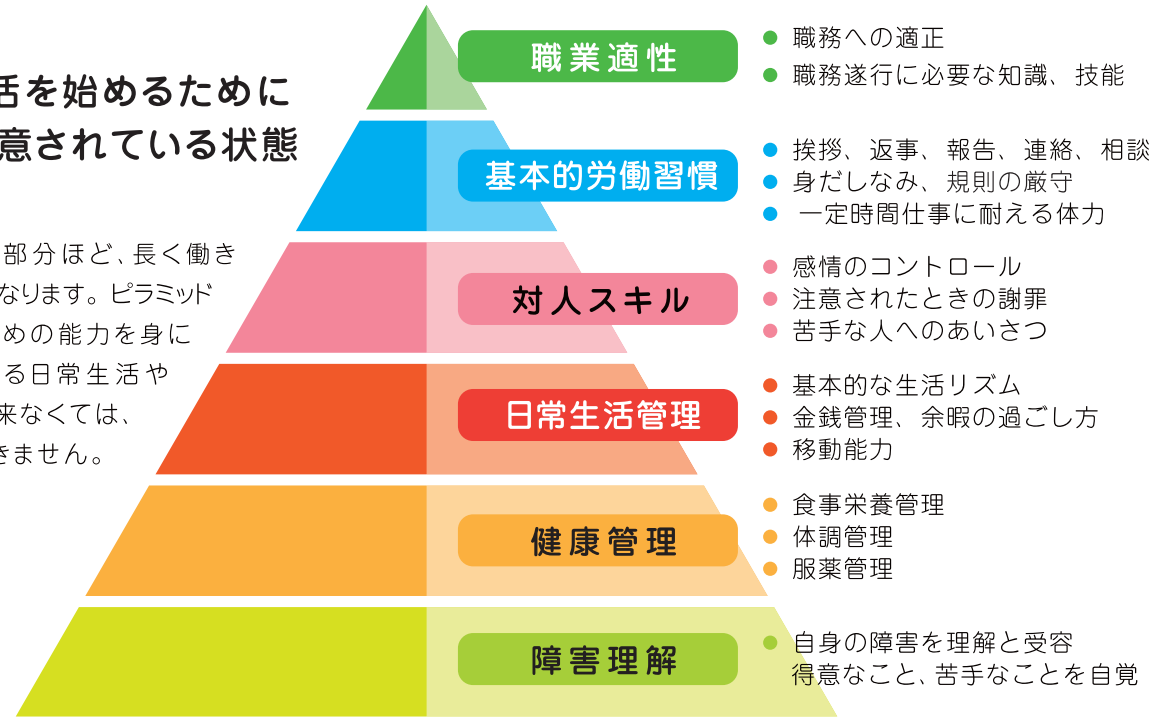


職業準備性のピラミッド

長く安定して続けるために

職業準備性とは
働く側に職業生活を始めるために
必要な条件が用意されている状態
を言います。

ピラミッドの下を支える部分ほど、長く働き
続けるために必要な要素となります。ピラミッド
の上にある仕事をするための能力を身に
つけていても、土台となる日常生活や
自分自身の体調管理が出来なくては、
長く働き続けることはできません。



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構刊
『就業支援ハンドブック』より
一部平易な表記にして引用

障害の種類について

※手帳の種類とは異なります

障害に応じた配慮が求められます（合理的配慮）

身体障害

身体障害には、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、
肢体不自由障害、内部障害などがあります。

精神障害

精神障害には、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、高次脳機能障害などが
あります。

発達障害

先天的もしくは、幼児期の疾患や外傷の後遺症により、その後の発達に影響を及ぼし
ている障害です。

知的障害

金銭管理・読み書き・計算など、日常生活で頭脳を使う知的行動に支障があることを
指します。他の身体障害や精神障害を抱えていることもあります。

難病

難病法(平成27年施行)において、「発病の原因が不明で、治療方法が確立して
いない、希少な疾病で、長期の療養を必要とするもの」と定義されています。

厚生労働省ホームページ内「指定難病」▶



青森障害者就業・生活支援センターすこやか

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日休業）

TEL:017-755-5135

FAX:017-757-8266

すこやか
ホームページ

<https://sukoyakacenter.com/>



市内の相談場所
サテライトはこちら



〒039-3363 青森県東津軽郡平内町山口小沢44-3
（旧・西平内中学校校舎）

青森障害者就業・生活支援センター

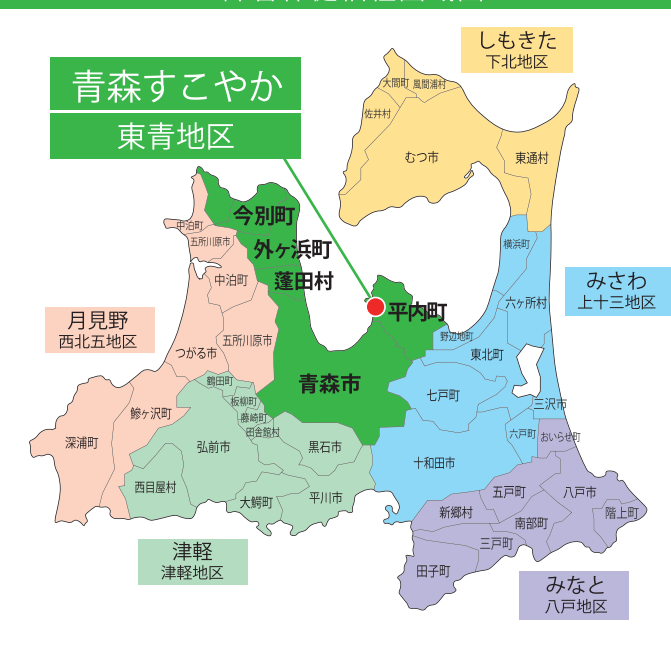
すこやか



障害者就業・生活支援センターとは

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、
保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害
者の身近な地域において就業面及び生活面における
一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定
を図ることを目的として、全国に設置されている
（厚労省HPより抜粋）、国と県から業務を委託さ
れたセンターです。

障害保健福祉圏域図



誰もが働ける社会のために

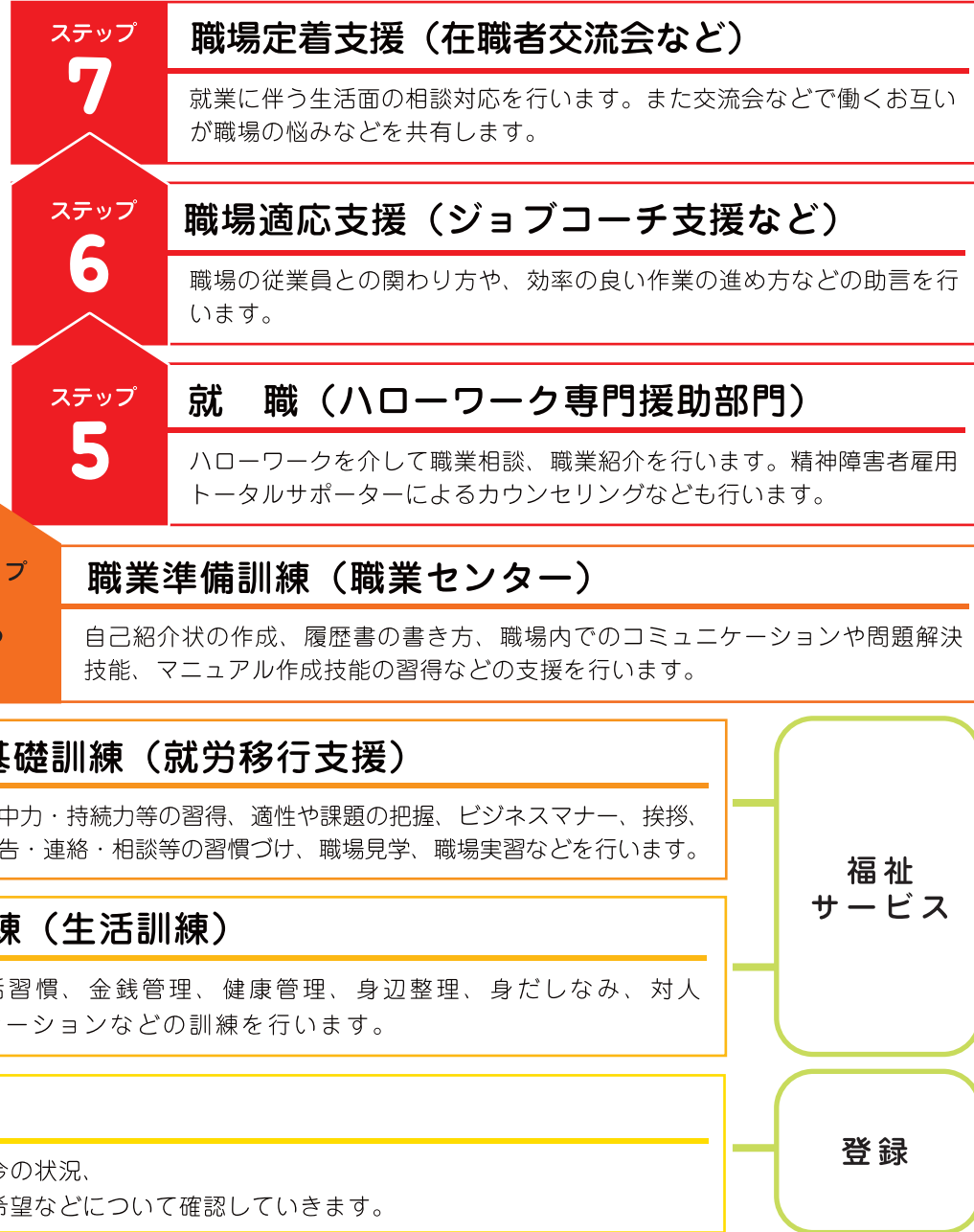
当センターは、障害を有する方と企業が相互理解の下、福祉的就労から一般就労に移行し、共生社会
やダイバーシティ社会といった誰もが参加できる社会の実現へ向けて、支援させていただきます。
具体的な例として、障害を有する方には、「自分の能力や実力を確認・理解」し、必要に応じて
「訓練」を行い機能向上を図り、企業には、「雇用の機会」と「実習の場（雇用・アセスメント・経験）の
提供」をお願いしたいと考えております。

障害のある方への支援

支援対象 ■ 就職に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な方。
相談は無料です

就職までのステップ

※1



福祉サービス

登録

※1) 障害の状況やスキル習得状況、希望・意欲などによって始めるステップ、一つのステップにかかる時間は異なります。

青森障害者就業・生活支援センターすこやか

- 当センター登録の要件** 支援が必要で就職を希望する者 ※原則、青森市および東津軽郡に在住の求職者（ただし、企業のあっせんや就職を約束するものではありません）
- 障害のある方 利用できるサービス**
- ① 就業支援**
 - 一般就労に必要な各種助言を行います（上記ステップ1～5）。
 - 長く働き続ける（定着支援）のための助言を行います（上記ステップ6～7）。
 - ② 生活支援**
 - 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言を行います。
 - 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言を行います。（職業準備性のピラミッド参照）

企業の皆様への支援

支援対象 ■ 障害のある方の雇用を検討している、または雇用をしている企業や団体。
相談は無料です

- 各種制度の活用など、雇用前からご相談に応じます。
- 採用後の職場定着に関する相談にも応じます。

雇用準備から継続雇用までのステップ



企業の皆様

利用できるサービス

- ① 青森県短期実習制度** 障害者を雇用しようとする事業所において、障害者が3～10日の短期職場実習を行い障害者の就労機会の拡大を図る制度です。本制度の利用のための相談・申請の支援を行っています。
- ② 作業手順書作成事業** 企業の障害者雇用にあたり、既に雇用している又はこれから雇用しようとする障害者について、作業手順を視覚化し、作業の支援となるようなわかりやすいマニュアルの作成支援を行っています。本事業の利用のための相談・申請の支援を行っています。
- ③ 訪問（定着支援）** 障害者を雇用している事業所を対象に、定着支援のための訪問を行っています。就業開始後に発生した課題への対応や、キャリアアップのための支援など、定着のための様々な事柄について助言を行います。